

第31回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和6年2月20日 火曜日 午後1時30分
県庁11F 1109会議室

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 新谷 栄作

(2) 議事事項

- ① 漁業許可の更新等について（小型いか釣り漁業（あかいか）、小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 貝けた網）、小型いか釣り漁業（するめいか）
県外）
- ② 船びき網漁業（しらす1そうびき）の変更の許可について
- ③ 石川県沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業の制限に係る委員会指示
について
- ④ 令和5年資源評価について
- ⑤ 12月、1月の許認可実績について
- ⑥ その他

(3) 通知を發した年月日 令和6年2月9日

3. 出席者

出席委員（14名）

会長 新谷 栄作

会長代理 五十嵐誠一

委員 小川 英樹

〃 坂下 優

〃 中村 明子

〃 太田 均

〃 川島 和彦

〃 中 浩二

委員 稲村 幸雄

〃 勝木 省司

〃 杉野 哲也

〃 中村 浩二

〃 木戸 信裕

〃 笹波 守勝

欠席委員（1名） 橋本勝寿

水産課 藤原水産課長、沢田課参事、須沼専門員、坂本主任技師、川田技師

水産総合センター 辻次長

事務局 木本局長、山岸主任技師

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

(1) 漁業許可の更新等について（小型いか釣り漁業（あかいか）、小型機船底びき網
漁業（手繰第3種漁業 貝けた網）、小型いか釣り漁業（するめいか）
県外）

（資料1参照）

①制限措置の内容等について（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

②許可等の取扱方針の一部改正について

上記諮問にかかる許可等の取扱方針の一部改正を承認した。

- (2) 船びき網漁業（しらす1そうびき）の変更の許可について（資料2参照）
水産課からの説明を受け、変更の許可を承認した。
- (3) 石川県沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業の制限に係る委員会指示について（資料3参照）
事務局からの説明を受け、事務局案のとおり委員会指示の延長を承認した。
- (4) 令和5年資源管理評価について（資料4参照）
水産総合センターより報告を受けた。
- (5) 12月、1月の許認可実績について（資料5参照）
水産課より報告を受けた。

6. 委員会終了時間 午後2時30分

第31回海区漁業調整委員会の議事の顛末

- 木 本 局 長 定刻となりましたので、第31回石川海区漁業調整委員会を開催させていただきます。
なお、本日は、橋本委員から欠席の連絡を受けております。
それでは、開会にあたり、新谷会長からご挨拶をお願いします。
- 新 谷 会 長 ご苦労様でございます。元旦早々、能登を震源とする大地震が発生し、大混乱に陥ったわけであります。時間が経つにつれて、広域に亘り被害が甚大であることが明らかとなり、地域によって被害の大小がさまざまであると思いますが、国・県の調査が進むにつれ、激甚災害に認定されました。国・県と自治体が連携を取りながら頑張っていたいただきたいと思います。
- 完全復旧までには年単位の時間を要すると思いますが、これには大きな予算も伴います。知事はじめ国会議員の先生方にひと汗かいていただき、私たちの漁業界の代表とも連携を取っていただき、一日も早く漁が再開できることを願うのみであります。
震災後、初めての調整委員会になりますが、今年もよろしくようお願い申し上げます。
- 木 本 局 長 ありがとうございます。
水産課並びに海区漁業調整委員会事務局としましても、被災された方々、それから委員の皆様にご心からお見舞い申し上げます。
それでは、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。
最初に次第、次に資料-1「漁業許可の更新等について」諮問文が先にあるもの、資料-2「船びき網漁業（しらす1そうびき）の変更の許可について」、資料-3「石川県沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業の制限に係る委員会指示について」、資料-4「令和5年資源評価について」、資料-5「12月、1月の許認可実績について」、参考資料として12月分の漁海況情報、そして、地震の被害状況に関する資料をおつけしております。
以上ですが、お手元におそろいでしょうか。
- [全員、資料がそろっていることを確認後]
- それでは新谷会長、議事の進行をお願いします。
- 新 谷 会 長 本日の議事録署名人を稲村委員と中委員をお願いします。
- [両委員 了承]
- 新 谷 会 長 では、議題1の「漁業許可の更新等について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問がきております。併せて、②許可等の取扱方針の一部改正についても説明をお願いします。

山岸主任技師

資料1をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

川田技師

水産課川田です。事務局から読み上げました諮問文の内容についてご説明いたします。資料は右肩に資料1とあるものです。

まず2ページをご覧ください。今回ご審議いただく制限措置の漁業許可は、(1) 小型いか釣り漁業(あかいか)、(2) 小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業 貝けた網)、(3) 小型いか釣り漁業(するめいか) こちらは県外船のものになりますが、以上の3つです。

お示ししております制限措置のうち、うすいグレーに塗ってある太枠の部分が、今回ご審議いただく内容である、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、遊休許可の枠数管理の数です。これについて3ページでご説明いたします。

まず、(1) 小型いか釣り漁業(あかいか) につきまして、こちらは遊休許可の枠数管理から新規許可するものとなっております。県漁協加賀支所から1件の要望があったものです。

現場との調整はついており、漁業調整上の問題はないため、水産課としては、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を資料に記載のとおり変更し、取扱い方針を一部改正したいと考えます。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の103件、うち遊休許可の名簿管理の数15件であったものを、遊休許可の枠数管理の中から1件を新たに許可することにより、変更後の許可数は104件となります。遊休許可の名簿管理の数は15件と変わりません。これによって、遊休許可の枠数管理の数は、変更前の5件から1件減って4件になります。

次に、(2) 小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業 貝けた網) につきまして、こちらは、許可の有効期間が終了となり、更新時期を迎え、引き続き許可するものです。対象支所は、七尾支所及びななか支所です。許可件数は合計13件となっております。

最後に、(3) 小型いか釣り漁業(するめいか) 県外船について、こちらは、他道県に住所を有する者の本県沖合への入漁を許可するものとなっております。例年、北は北海道から南は長崎県までの各道県に許可しているものですが、能登半島地震により港が被災し、県漁協が陸揚同意を金沢港のみで30隻に限定せざる得なくなったため、許可隻数につきましても、去年は213隻であったところ、30隻とします。

なお、下の※部分に令和6年度漁期中の追加許可についてとありますが、令和6年度漁期中に、被害を受けた漁港の復旧が進み、当初の30隻以上に県外いか釣り船の受け入れが可能となった場合、早急に追加許可ができるよう、県が漁協や他道県と調整を図った隻数及び申請期間で随時公示することについて、当委員会に事前に了解を得たいと考えております。

以上を踏まえ、2ページに記載の(1) 小型いか釣り漁業(あかいか

か)の制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数を1、遊休許可の枠数管理の数を4とします。次に、(2)小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業 貝けた網)の制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数を13とします。(1)、(2)の許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和6年2月20日から令和6年3月19日までとします。

次に(3)小型いか釣り漁業(するめいか)県外船につきまして、許可または起業の認可をすべき船舶等の数を30とします。許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和6年2月20日から令和6年3月29日までとします。なお、許可の取扱方針については、今回資料として添付していませんが、取扱方針に記載の制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶の数以外は、内容の変更はありません。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひします。

新 谷 会 長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[質問なし]

新 谷 会 長

質問等がなければ、知事から諮問の制限措置の内容等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申し、併せて許可等の取扱方針の一部改正について、案のとおり了承したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

新 谷 会 長

では、次に、議題2の「船びき網漁業(しらす1そうびき)の変更の許可について」水産課より説明をお願いします。

須 沼 専 門 員

水産課の須沼です。船びき網漁業(しらす1そうびき)の変更の許可について説明させていただきます。

11月の海区漁業調整委員会で知事許可漁業の変更の許可に関する取扱方針について定めさせていただきました。それに基づきまして、変更の許可申請があがってまいりましたので、取扱方針に基づきまして、石川海区漁業調整委員会の協議の上、許可するものとされておりまして、その内容についてご説明させていただきます。

まず1番、許可の内容ということで、現行の許可の内容についてですが、総トン数7トン未満、漁業の時期が5月1日から10月15日、操業区域は右図の斜線区域となっております。沖合3マイルまでが操業区域となっております。また※印にありますとおり、5月1日から5月15日までは共同漁業権第2号区域は操業禁止、5月16日から5月31日までは共同漁業権第2号区域内であって距岸500メートル以浅の区域は操業禁止となっております。

2番、変更の許可申請の内容についてですが、石川県漁協美川支所所属の米光氏より申請がありました。

変更の理由としましては、現在、美川沖で5月からシラスを漁獲し

ていますが、近年、しらすの来遊が早期に見られることから、操業時期を早めて漁獲量を安定させ、経営の向上につなげたく、漁業時期の変更を希望するものでございます。

変更の内容につきましては、漁業の時期の変更となっております。現在、5月1日から10月15日までとなっているものを、4月1日から9月15日までとなっております。また、共同漁業権第2号区域内の操業禁止期間も同様に変更となりまして、4月1日から5月15日まで共同漁業権第2号区域は操業禁止となります。

その他としまして、関係者となります。石川県漁協小松支所、松任出張所、操業区域が重なります。ごち網漁業者からは、すでに同意取得済みとなっております。

これまでは、このような許可の内容を変更する際は、試験操業許可を取得して対応しておりましたが、変更の許可の取扱方針を定めしたので、変更の許可の申請に基づいて、許可の内容を変更するものと思っております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

新 谷 会 長 ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

坂 下 委 員 漁獲実績はどれくらいですか。

須 沼 専 門 員 毎年2トンから3トン程度漁獲しています。

新 谷 会 長 他に質問が無ければ、変更の許可について承認したいと思います。が、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

新 谷 会 長 では、次に、議題3の「石川県沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業の制限に係る委員会指示について」事務局より説明をお願いします。

山 岸 主 任 技 師 事務局の山岸です。5ページの資料3をご覧ください。「石川県沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業の制限に係る委員会指示について」ご説明いたします。

内容としましては、二重線の四角中に記載のとおり令和3年度から発動している委員会指示を2年間延長して令和8年3月31日までとするものです。

最初に、1の委員会指示の経緯につきまして、簡単にご説明させていただきます。平成16年に、当時の門前町漁業協同組合から、県外から鹿磯漁港にイカ釣りに来ている北海道と青森県の小型イカ釣り漁業者から「石川県沖でまぐろはえなわ漁業の試験操業をさせて欲しい」との要望を受け、本委員会の承認制でやらせていただけないか、との要望が海区委員会にありました。

これについて海区委員会で審議した結果、記載のとおり、本県沖合海域において、県外いか釣り漁船が兼業で行うまぐろはえなわ漁

業を石川海区漁業調整委員会の承認制とする委員会指示を平成16年3月に発動しました。なお、承認された操業海域は、底びき網漁船などとの操業トラブルを避けるため800メートルより深い海域としました。

一方、漁獲対象である太平洋くろまぐろの資源状況の悪化に伴い、広域的な資源管理の枠組みを構築するために、沿岸くろまぐろ漁業については、国が設置する広域漁業調整委員会の承認制とする委員会指示が平成25年11月に発動されまして、以後、有効期間の延長がなされてきております。しかしながら、本委員会で指示してきた水深800メートル以浅での操業制限については、広域漁業調整委員会の指示に盛り込まれていないことから、平成26年2月以降、新たな委員会指示を発動しまして、「水深800メートル以浅の海域において、まぐろはえなわ漁業を操業してはならない」という操業区域の制限を継続してきたところです。

それでは、2に記載の現行の委員会指示を読み上げます。

石川海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、石川県沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業を次のとおり制限する。

令和4年1月28日 石川海区漁業調整委員会 会長 稲村 幸雄

1 指示の内容

水深800メートル以浅の海域において、まぐろはえなわ漁業を操業してはならない。

2 指示の有効期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

この指示の有効期間の「令和6年3月31日」を2年間延長したいというものです。

最後に、6ページに記載の委員会指示（案）を読み上げます。

石川海区漁業調整委員会指示第1号

石川県沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業の制限（令和4年石川海区漁業調整委員会指示第4号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和6年〇月〇日 石川海区漁業調整委員会 会長 新谷 栄作

2中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

委員会指示の延長がなされれば、これまでと同様に、金沢及び七尾海上保安部、県漁業取締船てどり、ほうだつに通知するとともに、石川県漁業協同組合及び北海道から長崎県までの関係道県には、内容を周知してまいりたいと思います。

以上、ご審議の程、お願いします。

新 谷 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

坂 下 委 員

まぐろはえなわ漁業については、ずっと実績は無いと思いますが、仮に5トンも10トンも釣ってきた場合、その漁獲枠はどこから出すことになるのですか。現在、漁船漁業によるまぐろの漁獲枠はほとんどないと思いますが。

坂本主任技師	<p>只今のご質問についてですが、今年度の釣りの漁獲が結構大きかったことを心配されてのご質問かと思えます。今回の委員会指示の内容というのは、県外いか釣り船等が営むまぐろ漁の管理に関するものになりますので、県内の漁獲枠の管理の話とは異なるのですが、県内の漁船漁業の漁獲枠は小型魚で6トン、大型魚で2トンという枠で管理しております。</p> <p>今年は珠洲市と能登町でくろまぐろの来遊が多くあったことから、枠をぎりぎりまで消化することになりました。今後も同じ状況が続いた場合、どこから枠を持ってくるのかというご質問かと思えます。</p> <p>今年度、承認を受けている釣り漁業者の各地区の代表の方に集まってもらい、来年度の管理に向けた話をさせていただきました。枠自体は来年度も増枠の可能性は低い状況になっておりますので、おそらく来年度も小型魚6トン、大型魚2トンという限られた枠の中での管理が求められるところです。これについて、関係者で話し合いをさせていただきましたし、各地区で様子を見ながら目安数量、このくらいまでなら獲っても良いかなといった感覚の共有をしながら管理していきましようといった話し合いがなされたところであります。基本的には枠を超過しない目標ということで、各地区で管理しながらやっていくといった管理の方針になっております。</p>
坂下委員	<p>許可を出しても、2トンや3トン獲ったくらいでは商売にはなりません。</p>
坂本主任技師	<p>限られた漁獲枠の中で、商売をしていただくこととなります。資源の管理と並行して、くろまぐろの取扱いや出荷先等も検討して単価を上げていくことも必要かと思えます。そのような点についても、地元の漁業者の方々の意見も聞きながら進めていければと思っております。</p>
新谷会長	<p>まぐろはえなわ漁業について、操業実態はあまりないのではなかったですか。</p>
坂本主任技師	<p>まぐろはえなわ漁業に関しては、実態はほとんどありません。</p>
坂下委員	<p>2トンや3トンの漁獲枠の制限がある中では商売にはなりませんので、実情、操業できないということですね。</p>
坂本主任技師	<p>県内の釣り、曳き縄漁業においても漁獲枠による制限はかかってきますので、漁獲枠についてはどちらかと言えばそちらの話になります。</p>
小川委員	<p>県外船にはえなわ漁業の試験操業をさせていたということは、将来的には石川県の漁業者にもさせる見込みはあるのでしょうか。</p>
坂下委員	<p>県外の漁業者の漁模様が良ければ、県内の漁業者からもやりたいといった声は出てくると思います。今のところ誰もしていないよう</p>

- ですが。
- 小川委員 私もやってみようという気はありますが、許可が下りるような状況ではありません。
- 沢田課参事 当初、青森県のいか釣り船でまぐろはえなわ漁業をされる方がおられまして、青森県の方に許可するというよりは、門前支所の漁業者がまぐろはえなわ漁業を勉強して獲りたいといった話でしたが、結局、はえなわ漁業をやる方がおられず今に至っているところです。
- くろまぐろのはえなわ漁業については、承認制を持っていれば操業できるものですので、今回の説明内容についても、試験操業をしてもらおうというものではありません。この委員会指示の意味としましては、底びき網漁船等との操業トラブルを避けるため、800メートル以浅でまぐろはえなわ漁業をしないという規制をかける意味合いのものになりまして、委員会指示を継続しているところです。
- 小川委員 まき網漁業をしていて、くろまぐろを漁獲できない、お金にできないのならば、まき網漁業にとってくろまぐろは邪魔な存在になります。それを増やそうということで漁獲を制限しては、くろまぐろが邪魔な漁師にとっては本当に迷惑な存在です。
- 太田委員 言われているとおり、この小さい漁獲枠の中で邪魔なくろまぐろを獲ろうとしても商売になるようなトン数ではありません。ですが、そのまま野放しにしていれば、いか釣りやまき網等、様々な漁業に影響が出てきますし、実際にすでに影響は出てきています。
- 小川委員 私も商売柄、時期的にくろまぐろのいる場所は知っています。その場所ではえなわ漁業をさせてもらえればたくさん獲れると思います。ただ、2トン3トンでは商売にはなりません。国際的な問題で難しいのかもしれませんが、日本全体でくろまぐろをもっと獲れるようにしてほしいところです。
- 坂本主任技師 くろまぐろが増えているので獲ることができないかとの意見がありました。が、昨年の海区委員会でもご説明させていただいておりますが、くろまぐろの漁獲枠については国際会議で決まっていることです。ので、日本の一存で枠を増やせるものではございません。
- 一方、来年度にくろまぐろの資源評価が行われます。そこで、資源は増えているという結果が出る可能性は高いので、その事実を持って、日本も増枠の要望をしていくという方針は聞いております。そこで増枠になった場合には、釣りでも獲れているという実態もありますので、そちらを踏まえて配分等を検討させていただきたいと思っております。
- 新谷会長 今回の意見も踏まえて、引き続き国等に働きかけていただければと思います。
- これ以上なければ、委員会指示を発動することにしたいと思います。

が、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

新 谷 会 長

では、次に議題4の「令和5年資源評価について」、水産総合センターより説明をお願いします。

辻 次 長

水産総合センターの辻です。

まずは、このたびの能登半島沖地震で被災された方々に心からお見舞い申し上げます。当センターも40cmほどの段差ができるなど、大きな被害を受けました。完全な復旧までにまだまだ時間はかかるかと思いますが、皆さんと一致団結して、石川の水産業の復旧そしてさらなる振興を目指して取り組んでいきますので、よろしく申し上げます。

それでは、令和5年の主要魚種の資源評価について資料に沿ってご説明させていただきます。

資料4をご覧ください。まずは、TAC対象の6魚種になります。左半分にはそれぞれの魚種の本県海域が対象海域となっている資源系群全体の評価を記載し、その適正状況を資源評価のルールに基づき、緑、黄、赤色で示しています。そして、右半分には石川県主要港における、年間漁獲量の21年間の推移を棒グラフで示しています。個々の魚種のところでもお話ししますが、資源全体の評価と本県における漁獲量の動向は、本県海域への回遊状況などによって一致しないことが、よくあることをご理解ください。

まずは、マアジになります。東シナ海から日本海にかけての対馬暖流系群全体の資源量は2005年以降、40万トンで推移しています。ここ数年、親魚の資源量が増えているため、資源評価は適正な緑となっています。石川県における漁獲量は右肩下がりで減少傾向であり、低迷が続いている。資源の大部分は山陰沖から東シナ海に分布していることもあり、全体の資源の状況と正反対の結果となっています。

次にマサバになります。東シナ海から日本海にかけての対馬暖流系群全体の資源は2000年以降低水のまま続いており赤信号となっています。しかしながら、ゴマサバを含むサバの県内漁獲量は、ここ2年、豊漁とマアジと逆の現象となっています。

次にマイワシになります。東シナ海から日本海にかけての対馬暖流系群全体の資源量は2020年以降急増しているものの、以前の資源量に比べればまだまだであり、目標水準には達していません。漁獲の強さは適正である黄色信号となっています。県内漁獲量は年によりばらつきがあるものの、2000年以降は比較的安定してとれていきます。ご存じの通り、現在内海の定置網もマイワシ一色の状況です。

次にスルメイカになります、定置網の冬イカが対象となる日本周辺全域の冬生まれ群の資源量は低水準が続いています。漁獲の強さが適正であるため黄色信号であります。県内の漁獲量も最低水準となっており、今年も今のところ兆しが見えない状況にあります。

次に夏のイカ釣りが対象となるスルメイカの秋生まれ群になります、冬生まれ群同様に漁獲の強さが適正であるため黄色信号ではあり

ますが資源量は低迷したままです。県内の漁獲量も最低水準にあり、今のところ好転する材料が見つからない状況です。

次にズワイガニになります。資源量は一時的に減少していましたが、2023年には増加に転じました。親魚量がわずかに目標水準を下回っているため黄色信号となっていますが、漁獲の強さも適正であり、早々に緑となることが期待できます。県内漁獲量もそれにあわせて上昇しております。底びき網漁業者の皆様が、厳しい中でも、しっかりと資源管理してきた効果が出てきたものと思っています。

TAC対象種については以上となります。

次に8、9ページの今後TACへの移行が検討されている魚種についてとなります。まず、資源評価に使用できるデータが多く、TAC魚種同様に、目標水準が設定できる魚種になります。

まず、ブリです。日本周辺海域全体の資源量は高い水準で推移していますが、親魚量は目標水準を下回り、漁獲の強さも高いことから赤信号となっています。県内漁獲量は高い水準を維持しており、ご存じの通り今シーズンの寒ブリは記録的豊漁となっています。

次はマダラになります。石川以北の日本海の資源状態は、親魚量、漁獲の強さとも適正で、緑色となっていますが、県内漁獲量は2018年以降右肩下がりで減少傾向の状態となっています。

次にアカガレイになります。親魚量、漁獲の強さとも適正で、緑色となっています。県内漁獲量は2014年以降緩やかな減少傾向が続いていましたが、昨年は増加に転じました。今後、期待できるかと思えます。

最後にデータが少なく資源判定のできない魚種および目標管理基準を定めていない魚種になります。

まず、サワラになります。東シナ海から日本海全域にわたる資源は、比較的高い水準を維持しています。それにあわせて県内漁獲量も高めに維持しております。

次にニギスになります。日本海全域の資源は2000年代以降回復したものの増減を繰り返しています。本県漁獲量は横ばいに推移しています。

ページをめくっていただき9ページのホッコクアカエビ、いわゆるアマエビになります。日本海の資源水準は2003年以降増加傾向となり、2015年以降は高水準が安定して続いています。

最後に、ハタハタになります。石川県以西の日本海の資源量は高位に維持しているものの、本県漁獲量は長期的に減少傾向にあります。

以上で本県における重要魚種の資源評価について、簡単ですがご報告させていただきました。

なお、最後の10ページに今漁期の底びき網及びズワイガニ漁の県内漁獲状況の速報をまとめさせていただきました。詳しい報告は割愛させていただきますが、カニおよびアマエビで良い漁模様が続いているようです。

以上で、ご報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

新 谷 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問なし]

新 谷 会 長 では、次に議題5の「12月、1月の許認可実績について」、水産課より説明をお願いします。

川 田 技 師 資料5に基づき説明

新 谷 会 長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問なし]

新 谷 会 長 質問やご意見等がないようであれば、「その他」になりますが、地震による被害状況について、簡単に説明をお願いします。

山岸主任技師 事務局の山岸です。参考資料としてお付けしております、能登半島地震による被害状況等について、ご報告させていただきます。

初めに資料の1枚目をご覧ください。こちらは、水産関連の被害状況を一覧表にまとめたものになります。ご覧のように、今回の地震により、水産関連施設も多く被害を受けております。

まず漁港につきましては、県管理・市町管理合わせて、県内60の漁港で防波堤や岸壁、荷揚場等の亀裂や沈下がございました。中でも、志賀町から輪島市、珠洲市の外浦海域においては、地盤の隆起により海底の露出や水深不足が見られています。

次に漁船についてですが、こちらは津波の被害により、転覆・沈没、座礁、損傷するなど、多くの船が被害を受けております。また、一部の船が流出し、新潟県の沿岸に漂着したものもございません。

次に共同利用施設について、こちらは港にある製氷機や冷凍施設、倉庫などが該当しますが、27カ所で被害がございました。

その他として、岩のり畑や養殖施設に関しましても、10カ所で被害が確認されております。

これらが、現在確認されている水産関連の被害状況になります。

次のページめくっていただきまして、こちらは県内の漁港の位置を示した図になります。県内には県管理の漁港が8漁港、市町管理の漁港が61漁港ございますが、赤線の囲った能登半島の外浦側の22漁港で地盤隆起が確認されております。

次のページめくっていただきまして、能登半島各港の被害状況と、その写真を載せてあります。真ん中の写真は、輪島市の名舟漁港と珠洲市の狼煙漁港の上空写真になりますが、赤色の点線で囲った部分で地盤隆起しているのが分かるかと思えます。

次に右側の写真は、漁港の岸壁や物揚場が崩壊している様子や、右下は珠洲市の飯田港になりますが、漁船が転覆・沈没している様子になります。能登半島各地で同様の状況が確認されております。

次のページめくっていただきまして、一例として、特に地盤隆起の大きかった、輪島市の鹿磯漁港の写真を載せてあります。鹿磯漁港は大型定置網の他、春から夏にかけては県外いか釣り船で賑わう港でして、震災前は水深2mから4mございましたが、写真を見て

分かるように、地震により3m程度地盤が隆起し、海底の一部が露出、漁船の接岸ができない状況になっております。

次のページめくっていただきまして、こちらは県内漁業の操業状況について、簡単に図で示したものになります。

赤色で示した地域、輪島から珠洲にかけては、海底隆起に加え、そもそもの生活再建が課題となっている状況であり、珠洲の一部の定置網を除いては、まだ操業の目処は立っていない状況となっています。一方、その他の黄色で示してある地域に関しましても、岸壁や給油施設、製氷施設に被害を受けている状況ではありますが、燃料や氷を金沢等から運ぶなどして、少しずつですが、なんとか操業を再開されている状況となっております。

最後のページは、今週から、復興に向けた漁業者等への支援施策に関する説明会を県内7カ所で順次開催しておりますので、関係の方々のご参加いただければと思います。

簡単にはなりますが、今回の地震による被害状況と現時点での操業状況等についての報告になります。資料につきましては、また、お時間あるときにご覧いただければと思います。

新 谷 会 長

被災状況等については、写真でもわかるとおりですが、一日も早い操業再開に向けて頑張ってくださいと思います。
この地震関係でご質問等はございませんか。

小 川 委 員

いろいろな情報を見ていたら、この地震はまだ終わりではなく、富来または新潟の方で1年以内に大きな地震が必ず発生するといった情報をよく目にします。この件に関する詳しい情報について、水産庁等で持ち合わせていませんか。

藤 原 課 長

次にどこが揺れるのか、今後どのようなリスクがあるのかというお話だと思いますが、おそらく水産庁でもそのような情報は持ち合わせていないのが現実だと思います。

地震の予知については非常に難しく、今は活断層がある所が危ないのではないかとこのことで調べられているというのが現状です。

どこが調べているのかと言いますと、基本的には気象庁や国交省が中心となって調査をしながら、各大学の地震の研究者の皆様がやっているというのが現状でして、水産庁にその情報が集まっているかということ、そうではないところがございます。

一方で、そのような情報を皆様にも知っていただくことは必要だと思いますので、有識者の方に来ていただいて、話をしてもらおうと良いのかなと思います。

小 川 委 員

いろいろな話を聞いていると、近いうちに必ず地震が来るとのことでしたので、先に準備をしておかなければと思います。今回、被害の酷かった輪島市や珠洲市の方々にいろいろ習い、どうすれば良いのかを事前に考えておくことが必要なのではと考えています。

太 田 委 員

地震の起こる起こらないについては、いろいろな話があるように解釈の仕方が人それぞれだと思います。当初、能登半島は地震が起

こらない地域と言われていましたが、今回、このような状態になりました。さまざまな意見がある中で、どの意見の信憑性が高いかは分からないのではないかと思います。

藤原課長 地震がどのような形で起きるのか、今後どうなっていくのかという可能性の話をしてもらう機会を設けてみるのは一つの手かと思います。

新谷会長 その他、何かございませんか。

太田委員 地震のときに小木近辺で30隻程の船が流されました。その際、松波から小木沖に保安庁や水産庁の船が数隻停泊していましたが、流れていく船に一切関知せずにはいました。これは、なにか理由があって流れていく船を回収等しなかったのでしょうか。地元民は疑問に思っていますので、なにか知っていればわかる範囲で教えてください。

藤原課長 おそらくですが、水産庁、海上保安庁の船があったとしても、流れている船をどうにかできるだけの装備がなかった可能性は考えられます。また、漁船は基本的に個人の資産になりますので勝手に動かすこともできないという点もあるかと思います。本当の理由は分かりませんが、そのような理由があったのではないかなと思います。

新谷会長 その他何かございませんか。なければ、事務局からお願いします。

山岸主任技師 次回の委員会についてご連絡いたします。次回は3月19日(火)、13時30分から、会場は県庁11階の1109会議室で開催したいと思います。

新谷会長 次回は3月19日ということで、お願いします。以上をもちまして、本日の委員会を終了します。ご苦労様でした。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

署名委員

署名委員